

海田町水道事業経営戦略

団 体 名 : 海田町水道事業

事 業 名 : 海田町水道事業

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 25 年 9 月 1 日	計画給水人口	31,500 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	全部適用	現在給水人口	30,149 人
		有収水量密度	5.5 千 m^3 /ha

② 施設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input checked="" type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	2	管 路 延 長 90.4 千 m
	配水池設置数	4	
施 設 能 力	17,241 m^3 /日	施 設 利 用 率	51.6 %

③ 料金

料金体系の概要・考え方	基本料金(メーター使用料含む)と従量料金の2部料金制。用途別料金制(一般・業務・プール・公衆浴場・臨時用)。令和3年度分からの料金改定により、公平な従量料金制へ近づけるよう、使用量別・用途別の通増度を軽減。
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	令和 3 年 2 月 1 日

〈料金表〉

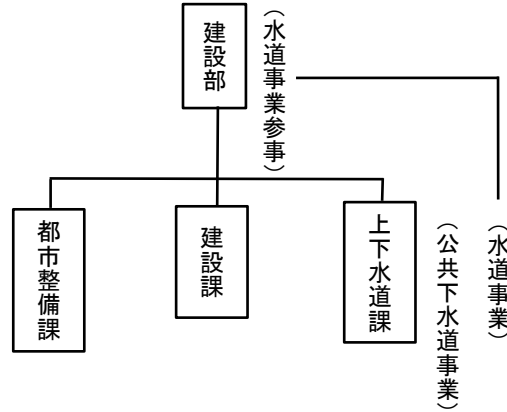
メーター口径		13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	
一般用	基本料金	678円	762円	803円	1,139円	2,176円	3,084円	4,263円	
	従量料金	1 ~ 8 m^3	11円/ m^3						
		9 ~ 10 m^3	105円/ m^3						
		11 ~ 15 m^3	114円/ m^3						
		16 ~ 20 m^3	135円/ m^3						
		21 ~ 30 m^3	146円/ m^3						
		31 ~ 40 m^3	167円/ m^3						
		40 ~ 100 m^3	177円/ m^3						
100 m^3 ~	197円/ m^3								
業務用	基本料金	823円	907円	948円	1,284円	2,321円	3,229円	4,408円	
	従量料金	1 ~ 8 m^3	11円/ m^3						
		9 ~ 10 m^3	125円/ m^3						
		11 ~ 20 m^3	135円/ m^3						
		21 ~ 30 m^3	167円/ m^3						
		31 ~ 40 m^3	177円/ m^3						
		40 ~ 100 m^3	208円/ m^3						
100 m^3 ~	239円/ m^3								
プール用		138円/ m^3							
公衆浴場用		81円/ m^3							
臨時用		345円/ m^3							

プール用・公衆浴場用の基本料金は業務用の、臨時用は用途によって一般用又は業務用の基本料金とする。

④ 組織

令和3年度現在、上下水道課として水道事業及び公共下水道事業を所管している。
 職員数は、正規職員として上下水道課長1名、建設部付課長1名、技術職員3名、一般事務職員6名、会計年度任用職員として技術職員2名、一般事務職員2名の合計15名となる。
 内、水道事業会計所属職員は、正規職員として技術職員2名、一般事務職員3名、会計年度任用職員として技術職員2名、一般事務職員1名の合計8名となる。
 職員が水道事業又は公共下水道事業の所属に関わらず、両事業を兼務し、相互補完出来る執行体制としている。
 また、別途 浄水場運転管理業務として、12名の会計年度任用職員が交代制で勤務している。

<組織体制>



<職員数・職種・年齢構成等>

	～30歳	31～40歳	41～50歳	51～60歳	61歳～	合計
技術系職員	人	1人	1人	人	2人	4人
事務職員	1人	2人	1人	人	人	4人
合計	1人	3人	2人	0人	2人	8人

(公共下水道事業特別会計所属職員除く)

(2) これまでの主な経営健全化の取組

浄水場管理職員を正規職員から非正規職員へ転換し、平成26年からは事務の効率化、情報の共有化を図り、水道課・下水道課を上下水道課として統合し、課内職員数を削減。これらの取組みにより人件費を大幅に抑制した。
 また、浄水場改修工事の開始に伴う投資額及び受水費や減価償却費等の費用増加、今後見込まれる有収水量の減少に対応するため、令和3年度分からの料金改定を実施。改定率を15%とし、今後5年毎の見直しにより段階的な改定を計画している。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

別紙のとおり。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

第5次海田町総合基本計画において、出産・子育てに関する住民の希望が叶う環境を維持・強化するとともに、通勤・通学者等の関係人口の増加を図ること等により、今後10年間にわたる人口の増加の実現及び人口の減少局面に入ってから、緩やかな減少幅になることが見込まれる。
 当該計画の推計基準に基づく給水人口予測についても、当面は同様の推移をたどるものと考え、令和12年度をピークに緩やかな減少傾向に転じることが見込まれる。

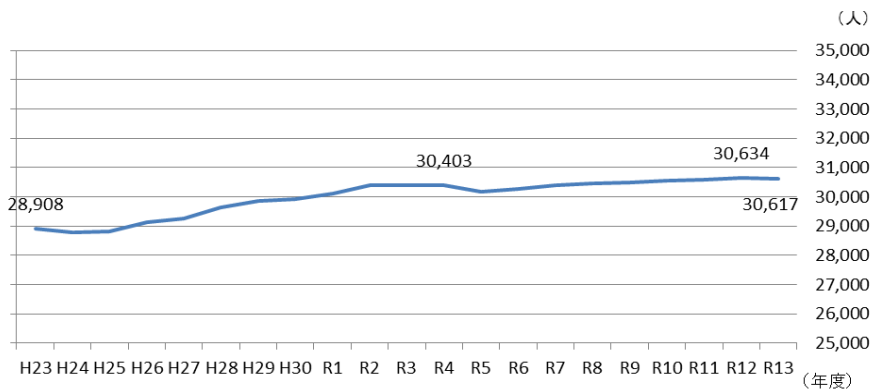


図1 給水人口の推移

(2) 水需要の予測

町の有収水量について、用途別の内訳では一般用が8割近くを占めており、業務用やその他の用途が2割程度となる。このため、今後の給水人口推計や節水意識及び節水型機器の普及が水需要にも大きく影響することが見込まれる。
給水人口推計については、前項のとおり令和12年度までは緩やかな増加傾向にあることが見込まれている。しかし、それに伴う新築住戸の増加は、節水型機器の普及にも影響し、これにより給水人口ひとりあたりの有収水量は減少傾向をたどることが見込まれる。
この結果、有収水量の全体予測としては、人口推計よりも早く、令和7年度をピークに減少傾向へ転じることが見込まれる。

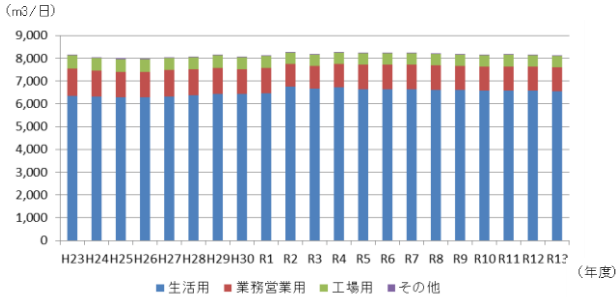


図2 用途別有収水量の推移

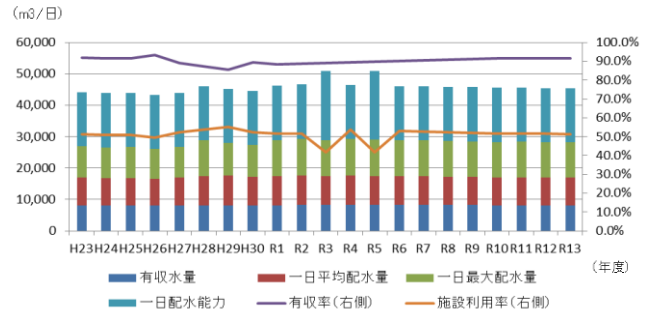


図3 有収水量等の推移

(3) 料金収入の見通し

令和3年度分からの料金改定や緩やかな給水人口の増加傾向による増額要素と、節水意識の高まりや新築住戸の増加に伴う節水型機器の普及による減額要素を踏まえ、用途別に、1日ひとり(1件)あたりの平均使用水量について予測し、年間の給水収益を積算。
1日ひとりあたりの平均使用水量は、今後減少傾向に転じ、給水人口が緩やかな増加傾向であっても給水収益は今後減少していく見通し。
一方、改修工事等の更新に伴う建設改良事業の拡大により、今後の事業費用が増加し、現状では令和7年度からの事業収支は赤字に転じる見通し。
この赤字化への見通しを解消するため、当初料金改定案に沿い、5年毎の収支見直しと15%の改定実施を想定し、令和7年度及び令和12年度時において収益の増加を図る。
なお、料金改定については、当初案では令和2年度分からの料金としていたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の発生による影響を鑑み、改定時期を先送りし、令和3年度分からの料金として実施した。



図4 給水収益の推移

(4) 組織の見通し

水道事業に関する技術継承の問題や職員の全体数も減少傾向にあるなかで、公営企業職員の育成等を踏まえ、今後も海田町水道ビジョンに定める定員の確保に努めていく。
また、現在シルバー人材センターへ業務委託している量水器の検針業務や、浄水場運転管理業務に従事する会計年度任用職員の平均年齢が70歳に達していることなど、今後の長期安定的な執行体制の確保が懸念されるため、外部委託を行い、少数人員での執行可能な体制への移行が必要となる。

3. 経営の基本方針

海田町水道ビジョンに標榜する「安全で強靱な海田町の水道を未来へつなぐ」ことを基本理念とし、事業の持続のため、以下の3点を重点的に努めていく。
(1)水道施設の健全性確保と効率的な運用及び再構築
(2)適正な水道料金体系に基づく必要な収入の確保
(3)業務の効率化と持続可能な組織の確立

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	老朽化対策として、主に2か所の浄水場及び1か所のポンプ所の基幹施設の改修工事について、計画期間において取り組む。また、基幹管路更新基本計画を策定し、計画的かつ効率的、効果的な管路更新に取り組んでいく。
-----	--

<p>(1) 国信浄水場改修事業: 電気設備や機械設備の老朽化に伴い、電気・機械設備の更新による改修工事を令和2年度から令和5年度にかけて実施する。</p> <p>(2) 蟹原浄水場改修事業: 管理棟及びろ過施設の耐震補強に加え、洪水ハザードマップに基づき最大約3.3mの浸水が予測されることから、浸水対策を踏まえた更新設計を令和3年度から令和4年度で策定。また、費用の平準化を図るため、国信浄水場改修工事完了後、計画的に改修工事を実施する。</p> <p>(3) 砂走ポンプ所改修事業: 安全性を高め、安定した給水を持続していくため、クリプトスポリジウム予防対策を考慮した改修設計を令和4年度に策定し、計画的に改修工事を実施する。</p> <p>(4) 管路更新事業: 町内の基幹管路全長5kmのうち3km分について、令和4年度に更新基本計画を策定し、今後10年期間内において耐震管への着実な布設替えを計画的に実施する。また、法定耐用年数の経過が長い老朽管から順次布設替えを実施し、災害による被害を未然に防止する。</p>
--

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	基幹施設、基幹管路の効率的、効果的な設備更新とそれに伴う費用の増加、人口減少による料金収入の減少が見込まれるなかで、適正な水道料金体系に基づく必要な収入確保のため、計画的に料金改定を実施していく。また、急激な料金改定による住民負担の軽減を図り、段階的な料金改定を実施していく。
-----	--

<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金: 令和3年度分からの料金より料金改定を実施。以降5年毎に水需要推計と収支バランスを考慮し、15%の改定を段階的に実施していく。 ・企業債: 最低現金保有残高は事業収益の5割以上を下限に、最高企業債残高を事業収益の3倍以下を上限とし、令和5年度までの各年度の起債額を設定。
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<ul style="list-style-type: none"> ・委託料: 浄水場管理や検針業務等、今後外部委託業務への切り替えを余儀なくされる費用については、固定経費として、それぞれ切替時期以降に計上している。 ・修繕費: 現在までの効率的な管路更新によって、今後極端な修繕費の増額は見込まれないものとし、計画策定時から物価上昇見込を考慮し費用計上している。 ・動力費: 実績値から動力費の単価を割り戻し、各年度の配水量見込及び物価上昇見込を考慮し費用計上している。 ・職員給与費: 正規職員数の確保を前提に据え置き。令和7年度より浄水場運転管理業務委託の開始を計画し、同年度より同業務に係る人件費を削減する計画としている。
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	海田町水道ビジョンに掲げる取組を着実に実施することで、持続可能な経営基盤を確立できると考えており、広島県水道企業団への参加は見送り、広域化における統合以外の連携を選択し、広島県水道企業団や他の事業者との効果的な事業連携に取り組んでいく。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI 等 の 導 入 等)	検針業務や浄水場運転管理業務等に係る一括業務委託や他市町との共同発注による費用軽減を検討する。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等 による投資の平準化)	耐震診断等に基づく具体的な施設の老朽化や設備の維持補修実績等をもとに更新計画を策定し、更新費用の平準化を図り、施設の計画的な更新を実施していく。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	海田町水道ビジョンで策定した施設更新計画のとおり、当面は現有施設の改修を行い、将来の更新に合わせて検討する。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	"
そ の 他 の 取 組	無し

② 財源についての検討状況等

料 金	住民負担を考慮した段階的な料金改定を実施。 長期的な更新需要と人口減少がすすむ社会環境における適正な料金の確保。
企 業 債	最低現金保有残高を事業収益の5割以上、最高企業債残高を事業収益の3倍以下とし、各年の建設改良費に応じて設定する。
繰 入 金	・児童手当に係る経費 ・消火栓設置に係る工事負担金 ・福祉減免負担金
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	無し
そ の 他 の 取 組	無し

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	5年毎に料金改定の検討に合わせて見直しを行うとともに、持続可能な経営基盤確立の実現に向けた状況把握のため、毎年度、収支見通しと実際の給水人口や有収水量の推移の検証、現金保有残高や企業債残高の推移について上限を確認し、必要に応じて更新を図る。
-------------------------	--

